

発議第 2 号

平成 24 年 3 月 15 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会
委員長 垣内 秀孝

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の
一部を改正する条例案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の 2 第 5 項の規定において準用する同法第
109 条第 7 項及び庄原市議会会議規則（平成 17 年庄原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の
規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

〔提案理由〕

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の
一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年庄
原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画」を「庄原市に
おける総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想および基本計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。